

災害時における
応急仮設住宅の提供等に関する調査

結果報告書

令和8年5月

総務省行政評価局

前 書 き

近年の大規模災害においては、被災者の居住環境が損なわれる事態が度々発生しており、応急仮設住宅（賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の提供等に時間を要していることで、被災者は避難所等での避難生活を余儀なくされている。

例えば、必要な建設型応急住宅数を用意するに当たって、発災から建設型応急住宅の完成までに、東日本大震災における宮城県では約 10 か月、令和 6 年能登半島地震における石川県では約 12 か月の期間を要している。

東日本大震災では、応急仮設住宅が約 12 万戸供与されているところ、国の「大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会」においては、南海トラフ巨大地震（南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震）では最大で 205 万戸、首都直下地震では最大で 94 万戸の応急仮設住宅が必要との試算もなされている。

過去の大規模災害では、賃貸型応急住宅の契約手続に時間が掛かったケースや、建設型応急住宅の建設用地や建設資材の確保などに時間を要し、供与に時間が掛かったケース等がみられた。

住宅は人々の生活を支える基盤であり、災害により住宅を失った被災者が 1 日も早く生活を再建できるよう、速やかな応急仮設住宅の提供等が求められており、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害時における早期提供等に向けた課題や支障を早急に改善する必要がある。

本調査は、過去の大規模災害における応急仮設住宅の早期提供等に関する課題やボトルネックを把握・整理するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震が想定されている地域における、応急仮設住宅の提供等に関する、被害想定を踏まえた地方公共団体等の取組状況や国の支援等の状況を調査し、その円滑・迅速な提供等に資する方策を検討することを目的として実施したものである。

なお、本調査で明らかになった課題や実態を踏まえ、今後、国や地方公共団体において取り組む必要があると当省が考えた事項については、項目ごとに「所見」や「地方公共団体における今後に向けた取組」としてまとめているが、それにとらわれず、本調査結果を幅広く大規模災害への準備の見直しに役立ててもらえれば幸いである。

目 次

第1	調査の目的等.....	1
第2	調査結果.....	3
1	制度概要・調査の手法等.....	3
2	被害想定に基づく供給戸数の推計状況等.....	9
(1)	被害想定の方定・改定状況等.....	9
(2)	必要戸数と供給可能戸数の推計状況.....	11
3	応急修理.....	23
(1)	事務処理体制の整備及び説明会の実施の状況.....	25
(2)	望ましい応急修理制度の在り方（支払事務の円滑化）.....	40
4	賃貸型応急住宅.....	43
(1)	事務処理体制の整備及び訓練等の実施状況.....	47
(2)	各種要件の検討状況.....	61
(3)	大規模災害時における契約方式の実態と準備の状況.....	69
(4)	その他早期供与に向けた課題等（ライフライン途絶に関する協議）.....	85
5	建設型応急住宅.....	90
(1)	事務処理体制の整備及び訓練等の実施状況.....	94
(2)	建設候補地のリスト化と定期的な確認、関係者間の共有状況.....	99
(3)	配置計画、仕様の決定状況.....	122
(4)	建築従事者等への支援状況.....	131
6	広域的な住宅の確保.....	135
(1)	地方公共団体内の応急仮設住宅が不足した場合の対応等.....	135
資料編	143